

2009年7月号



YELL・Spirits

エール・スピリッツ

Contents

発行：社会保険労務士法人エール
〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 1018
TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072
Email：info@sr-yell.com



代表鎌倉より 執筆記事のご案内 健康保険証の切替えについて 中小企業緊急雇用安定助成金の上限額変更
育児介護休業法改正 労務相談室：助成金の税務処理 サムライレポートの取材を受けました スタッフコラム

鎌倉です。

家で執筆していると、2歳の娘が絵本と積み木を入れた小さなカートを引いてやってきて、「ママ！かいしゃ行ってくるからね。おしごと行ってきま～す！」と言って去っていき、しばらくして「ただいま～。今日のごはんで～す。ど～ぞ！」といって積み木(ご飯のつもり)を私の机の上に置いていき、ひたすらこれを飽きることなく繰り返しています。保育園の代わりに、ママには仕事があるということは彼女なりに理解しているようです。彼女の目には、「仕事」ってどのように映るのでしょうか。「社労士」という職業を子供にわかりやすく説明するのは、まだ先になりそうですが……。

ところで、自社の仕事内容、商品の魅力や面白さ、独自性を打ち出すことはとても大切であるのに、一方では自社でその強みや特徴を適格に理解し、発信するのはとても工夫がいると思いませんか？

弊社でも、目に見えないものを扱うだけに他の事務所との違いもわかりにくいので、ホームページの改善なども重ねていますが、社外的な面だけではありません。重要なのは社内です。弊社では、社員と情報や価値観を共有するため、定期的なピールミーティング(ピールを飲みながら時間外に行う真面目なミーティング)を今年から始めました。ここでは、全社員で役割や今後の見込み、改善点等を確認しています。

社内で時間をとって、自社のSWOT分析(強み・弱み・チャンス・脅威の分析)、立ち位置と方向性を改めて考えることはとても大切です。中小企業では多くがこれを社長や役員が担っていると思いますが、特に不況下では全社員がこれを理解することが会社を強くすることにつながるのではないのでしょうか。

多くの企業で、今の時期、半期の振り返りや目標設定を社員と行っていると思います。賞与不支給や大幅減額の企業も多いと思いますが、そうであればなおのこと、リーダーの皆様は、振り返りと方向性の確認を一人一人の社員・部下と共に考える時間を大切にされてはいかがでしょうか。



「スタッフアドバイザー7月号」(発行:税務研究会)の特集記事を弊社 鎌倉が執筆しています。
テーマは「会社を活かす助成金・給付金～ランキング一覧(前編)」
顧問先企業様には掲載号を、お送りしています。
関心をお持ちの助成金がありましたら、お気軽にご連絡下さい。

健康保険証の切替えについて

中小企業等で働く方が加入している健康保険（政府管掌健康保険）は、従来、国（社会保険庁）で運営していましたが、昨年10月、新たに全国健康保険協会が設立され、協会が運営することとなりました。変更後も従来の健康保険証をご使用いただけましたが、新しい健康保険証への切替え予定が発表されましたのでお知らせします。

切替え時期

東京は6月24日頃～
8月7日頃の予定です。

7月 8日頃 ~ 8月 7日頃

*事業主宛に全国健康保険協会神奈川支部から郵送されます。

新しい健康保険証

【従来の健康保険証】（切替えの対象）



【新しい健康保険証】（切替え後）



新しい健康保険証は、オレンジ色から水色となります。

保険者名称欄が、「社会保険事務局（社会保険事務所）」から「全国健康保険協会支部」に変わります。

記号欄が、「漢字かな文字」から「数字」になります。

カードを斜めに傾けると、「KYOUKAIKENPO」の文字が浮かんで見えます。

切替えの対象とならない人

昨年10月以降に・・・

- ・ 協会けんぽに加入した方
- ・ 保険証を紛失し、再交付した方 等、すでに水色の健康保険証をお持ちの方

交換した古い健康保険証は、回収し、協会けんぽ神奈川支部へご返送下さい。

【送付先】 〒240-8515

横浜市保土ヶ谷区神戸町134

横浜ビジネスパークイーストタワー2階

全国健康保険協会 神奈川支部 健康保険給付サービスグループ

中小企業緊急雇用安定助成金の上限額変更

多くの企業が申請・受給している雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の1人1日当たりの上限額は「雇用保険基本手当日額の最高額」となっています。現在は7,730円ですが、雇用保険基本手当日額は毎年8月1日に見直されます。先日、厚生労働省から平成21年8月1日より実施される内容が公表されましたのでご案内致します。

【雇用保険基本手当日額の算定の基礎となる賃金日額の範囲等の引下げ】

・最高額：受給資格に係る離職の日における年齢に応じ次のとおり

60歳以上65歳未満	： 6,741円	6,700円
45歳以上60歳未満	： 7,730円	7,685円
30歳以上45歳未満	： 7,030円	6,990円
30歳未満	： 6,330円	6,290円

・最低額

1,648円 1,640円

中小企業緊急雇用安定助成金の
上限額が変更！！

雇用保険基本手当日額の
最高額の変更に伴って…

7,730円

減額

7,685円

休業等の予定期間の初日が平成21年8月1日以降のものから
上限額の変更対象となる予定。

中小企業緊急雇用安定助成金の改正(平成21年6月8日より)

助成対象となる教育訓練の見直し

これまでは事業所内訓練は所定労働時間の全一日行われるものでなければ支給対象ではありませんでしたが、半日(所定労働時間未満3時間以上)の訓練実施も可能となりました。(ただし、訓練費は半額です。)

1年間の支給限度日数の緩和

改正前：3年間で300日(最初の1年間で200日を限度)

改正後：3年間で300日(1年間の限度日数は撤廃)

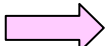
在籍出向者の休業等を支給対象に追加

障害のある人の雇用を維持した場合の助成率の上乗せ

育児介護休業法改正

子育て期間の働き方の見直し

(1) 短時間勤務制度・所定外労働の免除の義務化

現 行	改正後
3歳未満の子を養育する労働者については次の措置のうち <u>いずれか</u> を講じなければならない 短時間勤務の制度 フレックスタイム制 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ 所定外労働をさせない制度 託児施設の設置運営等	3歳未満の子を養育する労働者に対する措置の義務 ・ 短時間勤務制度 ・ 所定外労働の免除 (労働者の請求により) <div style="text-align: right;">  義務化 </div>

(2) 子の看護休暇の拡充

現 行	改正後
小学校就学前の子を養育する労働者は、 年5日 の子の看護休暇を取得することができる。 * 小学校就学前の子が2人いたとしても、5日が限度	小学校就学前の 子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日 の子の看護休暇を取得することができる。

父親も子育てができる働き方の実現

(1) 父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長

父母がともに育児休業を取得する場合、**育児休業取得可能期間を、子が1歳から1歳2ヶ月になるまでに延長。**

雇用保険の育児休業給付も延長される

* 父母1人ずつの休業可能期間の上限は、現状通り1年間で変更はありません。

(2) 父親の育児休業、再取得の例外

育児休業は連続する期間で取得するのが原則ですが、妻の出産後8週間以内に父親が育児休業をした場合は、例外として再度の育児休業の取得が可能。

(3) 労使協定による専業主婦(夫)除外規定の廃止

労使協定により専業主婦の夫などを育児休業の対象外にできるという法律の規定を廃止し、すべての父親が必要に応じ育児休業を取得できるようにする。

仕事と介護の両立支援

(1) 介護のための短期休暇制度の創設

要介護状態にある家族の病院や施設への付き添い等に対応するため、短期の休暇制度(要介護状態の家族が1人なら年5日、2人以上なら年10日)を創設する。

実効性の確保

(1) 紛争解決の援助及び調停の仕組み等の創設

育児休業の取得等に伴う苦情・紛争について、都道府県労働局長による紛争解決の援助及び調停委員による調停制度を設ける。

(2) 公表制度及び過料の創設

勧告に従わない場合の公表制度や、報告を求めた際に虚偽の報告をした者等に対する過料を設ける。

施行期日

公布日(平成21年6月24日成立)から1年以内の政令で定める日

ただし、労働者数が100人以下の企業については、短時間勤務制度の義務化・時間外労働免除の義務化について、公布の日から3年を超えない範囲で適用を免除する暫定措置が取られます。



yeil

労務相談室

【今月のテーマ】

助成金の税務処理



当社は3月から休業を行っており、中小企業緊急雇用安定助成金の申請をしています。先日、第1回分の支給決定通知が届き、100万円が入金される予定となっています。この助成金はどのような会計処理をすればいいのでしょうか？
法人税法上、中小企業緊急雇用安定助成金はいつの時点で計上したらいいですか？
中小企業緊急雇用安定助成金の消費税の処理はどうしたらいいですか？



助成金の支給決定の通知を受けたとき、もしくは助成金の入金があったときに「雑収入」などの科目で受け入れの処理をします。

法人税の処理としては、通知書が来たときに、「未収入金/雑収入 1,000,000」が正しい仕訳です。そして、入金があったときに「当座(普通)預金/未収入金 1,000,000」の仕訳を起します。

上記の仕訳の摘要欄には、「 労働局(公共職業安定所)、中小企業緊急雇用安定助成金 月分」と記入します。支給決定日と入金日が決算期をまたがない期中の入金であれば、実際に助成金の入金があった時点で「当座(普通)預金/雑収入 1,000,000」と仕訳を起してかまいません。

助成金の収益計上の時期について法人税基本通達で、次のように定められています。

1. その支給決定があった日の属する事業年度の益金の額に参入する。
2. 事業年度終了の日においてその交付を受けるべき金額が具体的に確定していない場合であっても、その金額を見積り、当該事業年度の益金の額に参入する。

消費税の課税対象ではありません。不課税売上となります。

助成金・補助金をめぐる税務Q&Aより

サムライレポートの取材を受けました



「突撃！サムライレポート」の事務所取材を受けました。
(各士業事務所の訪問取材)

代表社員の鎌倉が日頃考えていること、エールで大切にしていることなどをお話しました。この時の取材の様子はエールのホームページにも掲載していますのでぜひご覧ください！

<http://www.sr-yell.com>

手続きをご依頼頂いている企業様へ

賞与支給の有無、支給日、支給額が決定したら、ご連絡下さい。

賞与支払届を提出する必要がありますので、賞与計算が済みましたら、賃金台帳を弊社にFAXして下さい。(不支給の場合でも、その旨の届出が必要となりますので、ご連絡をお願いします。)

スタッフコラム

今月のコラムは、
瀧川が
担当します。



瀧川です。

7月に入り、本格的な夏が始まってきました。外に出ると蒸し暑い空気が全身を覆い、スーツを着ているのも嫌になるくらい汗が噴き出してきました。6月ですでに気温30℃まで上昇し、字を見るだけでも精神的に参ってしまいますね。ただ、昨今の地球温暖化の影響もあるのでしょうか、猛暑ともなれば大変ですが、ビールのおいしい季節でもあります。暑くなってくれば消費も活性化されて、日本経済回復のひと役を担うとなれば、猛暑も我慢できそうです。

ところでテレビを見ていると最近はエコの文字を頻繁に見かけます。ドライブ好きの私としては気になるのはエコカー減税。正式名称を「環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税・自動車取得税の特例措置」。文字通り自動車購入時の取得税と重量税について、車種によって50%～100%の補助を受けられるものです。それに「新車購入助成金」(13年超経過した車両をエコカーに買い替え、または新車でエコカーを購入すると受けられる助成金)を合わせて40万近い費用を抑えることができるそうです。燃費の良い車両であれば購入後のガソリン代も少なく済むため、エコカーを購入することのメリットは大きいですね。

そんなエコカー是非私も一台購入し、地球にやさしいエコな人間になりたいのですが、お金の余裕も無いので、現実問題まだまだ今の愛車を乗り続けるしかなさそうです。それでも少しは地球環境に貢献したい。そのためエコドライブを実践しています。急発進をしない、エンジンプレーキの多用、不用な加速をしない、などなど。エコドライブは環境に良いことはもちろん、燃費の向上や、事故発生を防ぐ効果もあります。営業用として車両をたくさん所有している会社も多いと思います。環境に良いことは経費の削減にもつながります。初期投資のいらぬエコドライブ、御社でも実践してはみてはいかがでしょうか。